

諮問番号：令和2年度諮問第19号

答申番号：令和2年度答申第25号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、処分庁に申告していない請求外A銀行の通常貯金口座（以下「本件口座」という。）への請求外Bらからの合計31万3,000円の入金（以下「本件入金」という。）は、本件口座のキャッシュカードを、以前交流のあった請求外Cの娘である請求外Dに貸したことによるものであり、自己の金銭ではなく、請求外Dもそれを認めていることから、本件入金に相当する額の保護費の返還を求めた原処分（生活保護費返還処分）は、違法又は不当であると主張している。

#### 2 処分庁の主張の要旨

請求人は、本件入金があった時期に、請求人が処分庁へ申告せずに平成23年10月頃から新聞配達員として稼働して得た給与（以下「未申告給与」という。）を本件口座から引き出しており、本件口座の貯金を任意に処分できる状況にあったものであるから、本件入金についても、請求人が任意の時点で処分できたものであり、請求人の資力というべきである。

また、請求外Dが、本件口座を用いなければならない事情は想定し難い上、通常、名字、連絡先及び現住所を知らないような関係性の希薄な人物にキャッシュカードを貸すことは考えられないことから、請求人の主張は、信ぴょう性に欠けるものである。

したがって、原処分は、適法かつ正当である。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法（以下「法」という。）及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 保護の処理基準において、法第63条は、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるから、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返

還額とすべきとされている。

- 3 特定の個人名義の預貯金口座にされた入金、当該個人の収入に当たると解するのが相当であり、未申告給与が本件口座で受領されていたことなどから、請求人は、本件口座を自身で管理しており、本件入金を任意に処分できたものと認めるのが相当である。

したがって、保護の処理基準に基づき、本件入金による資力を限度として支給済保護費の全額を返還額とした原処分は、違法又は不当な点は認められない。

- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和2年9月4日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月15日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合に取りあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

また、保護費の返還に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、被保護者が資力を得た際には、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、請求外A銀行への調査の結果、収入として申告されていない本件入金を確認したことから、請求人が本件入金により資力があるにもかかわらず保護を受けたとして、原処分を行ったことが認められる。

この点、請求人は、請求外Dにキャッシュカードを渡して暗証番号を教えたところ、請求外Dが本件口座を使って取引したものであるため、本件入金のごとは全く知らないとして、本件入金が自己の金銭ではない旨を主張する。

しかしながら、特定の個人名義の預貯金口座にされた入金は、通常、当該個人に宛ててされたものであり、当該個人が自ら使用し得るものであるから、これに反する特段の事情がない限り、当該入金は、当該個人の収入に当たると解

するのが相当である。

そして、本件入金のあった当時に未申告給与が本件口座で受領されていたこと、請求人からは本件入金が自己の収入でないことを裏付ける証拠が提出されていないこと、また、請求人は、請求外Dの名字、連絡先及び現住所を知らないと述べるが、社会通念上そのような関係性の希薄な人物に自己のキャッシュカードを渡して暗証番号を教えることは不自然であることに鑑みると、請求人が本件口座を自身で管理していたと解するのが相当であり、本件入金を請求人自らが任意に使用できなかったような特段の事情は認められない。

したがって、請求人は、本件入金を任意に処分できたものと認めるのが相当であり、保護の処理基準に基づき、本件入金による資力を限度として支給済保護費の全額を返還額とした原処分は、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子